

主要国の金銭的不利益処分の算定における企業の法令遵守の取組の取扱い

イギリス

金銭的制裁の額を算定に係るガイダンスにおいて、減額考慮要素として、「競争法の規定の順守を確保するために適切な措置が採られている場合」の規定がある。

違反事業者のコンプライアンス・プログラムは、現実に違反を防止しうるだけの効果的で実質的なものでなければ、制裁金額を減額する要素とはみなされない。逆に、コンプライアンス・プログラムを設定しておきながら、違反を繰り返した事業者に対しては、コンプライアンス・プログラムが機能していなかったとして、金銭的制裁額は増額される。

ドイツ

コンプライアンス・プログラムの実施が、過料を減額する要素になるかについては、連邦カルテル庁の担当者は、減額事由として考慮しない旨を明言していたが、弁護士、連邦カルテル庁の前副長官及び研究者はその可能性があるとしており、連邦カルテル庁内部において、未だ方針が固まっていないものと思われる。もっとも、過料の減額事由になるか否かとは別に、違反の事前防止という観点から、少なくとも大企業では、コンプライアンス・プログラムを実施しているのが通常のようなものである。

EU

制裁金の算定についてのガイドラインを定め、その中で、制裁金の加算要素、減算要素を示しているが、企業のコンプライアンスの取組については、明示されていない。

「コンプライアンス・プログラムの導入時期が、カルテル行為に関与する以前であろうと以後であろうと、コンプライアンス・プログラムの存在を減算要素として考慮するのは適当ではないと考える。」及び「委員会は、事業者によって行われる従業員に対する競争ルールの周知等に係るすべて取組みを強く歓迎するけれども、そうした事業者に自発性があるからといって、委員会が極めて重大な競争法違反行為に対する制裁を和らげなければならないという義務を負うことにはならない。」といった欧州委決定がある。

アメリカ

量刑ガイドラインは、コンプライアンス・プログラムを減刑要因としているが、結果的に、独禁法の事件では、コンプライアンス・プログラムが量刑で考慮されにくい。司法省 が訴追するときにも、コンプライアンス・プログラムの存在を減刑要素として考えることはない（1994年10月から2003年9月までの刑事事件件数は、955件であるが、そのうち、効果的なコンプライアンス・プログラムを有していたとされたのは2件にとどまり、反トラスト法違反に対する適用例はない。）。

アムネ스티を認める（＝訴追しないこととする）要件としては、カルテル調査に協力することが最重要。コンプライアンス・プログラムを企業が持っているかどうかそれ自体は、要件ではない。コンプライアンスがあれば、内部での発見（法務部による発見）が早く、一番乗りをしてアムネ스티を得やすいとうことはあるであろうが、司法省としては、コンプライアンス・プログラムの有無をアムネ스티を認める要件とはしていない。

専門調査員の海外調査報告（第13回会合資料1～3）等を基に作成

効果的なコンプライアンス・プログラムの要件（米国量刑ガイドラインより）

第8編B章

2.1節 効果的なコンプライアンス・プログラム

- a条 効果的なコンプライアンス・プログラムを有しているというためには、その役員又は従業員による犯罪行為を抑止・探知すべく適切な注意(Due diligence)を払い、倫理的な行動や法令遵守を重視する企業文化を促進しなければならない。プログラムは、違反行為の抑止及び探知を目的として合理的に考案され、かつ、執行されていなければならない。犯罪の発生を防ぐことができなかつたからといって、直ちに当該企業のコンプライアンス・プログラムが非効果的であったということにはならない。
- b条 効果的なコンプライアンス・プログラムと認められるためには、少なくとも以下の条件を満たす必要がある。
- 1項 犯罪行為を防止・発見するための規準及び手続を策定すること
 - 2項 取締役会が自らコンプライアンス・プログラムの内容を熟知しその執行を監督すること、企業の上層部の中からコンプライアンス・プログラムの執行責任者を選任すること、コンプライアンス・プログラムの執行に関する日常業務を担当する者を選任し、これらの者に対して適切な資源及び権限を与え、当該担当者はコンプライアンス・プログラムの執行責任者や取締役会などに対して当該プログラムの執行状況を定期的に報告すること
 - 3項 重大な権限を特定の者に与えるに際しては十分に注意を払い、違法行為若しくは企業行動規範に反する行為に従事したことがあると分かっている者又は注意を払えばそのような者であると分かる者に対して重大な権限を与えないこと
 - 4項 取締役会メンバー、実質的権限者等に対する効果的な研修を実施し、それらの者の役割や責任に相応した情報を配布することにより、コンプライアンス・プログラムの周知徹底を図ること、
 - 5項 犯罪発見のための監視を含めたコンプライアンス・プログラムの遵守、コンプライアンス・プログラムが効果的かどうかについての定期的な評価、社内通報制度の整備、などの措置を講じること、
 - 6項 当該プログラムに則って活動しようとする適切なインセンティブ、犯罪に関与したり、犯罪防止のための措置を怠ったりした場合の懲戒処分、により当該プログラムが組織全体として一貫して推進されていること
 - 7項 違法行為が探知された場合、当該違法行為に対して適切な対応措置を採るとともに、同種違法行為の再発防止に向けて合理的な措置を講じること
- c条 上記の措置を講じるに当たって、犯罪のリスクを定期的に検証し、当該検証によって明らかになった犯罪のリスクを低減するため適切な措置をとらなければならない。